

11 / 16 (土) ~ 図書の貸出期間延長方法が変更になります。

11月16日(土)から、ホームページから図書資料の貸出期間延長をできるようになります。
ホームページであれば、24時間いつでも延長の申出ができるようになります。
それに伴い、図書資料の延長期間の計算方法が以下のとおり変更となりますので、ご了承ください。

	変更前	変更後
延長申出期間	返却日の1週間前から返却日当日まで	貸出日から返却日当日まで
延長期間	当初の返却日当日から15日間	延長申出日から15日間※
延長申出方法	窓口、電話	ホームページ、館内システム、窓口、電話
延長申出可能回数(変更なし)	1回まで	
延長できない資料(変更なし)	CD、DVD、ビデオ、課題図書、予約のある図書	

※貸出日に延長申出をしてしまうと、貸出期間は変わりませんが、一度延長された資料を再度延長することは、できません。

延長後の返却日をご自身でお考えのうえ、延長の申出をしてください。